

事業評価調書〔新規要求公共事業〕

<様式1>

評価対象事業名	通常砂防事業		
長崎県総合計画上の位置づけ	柱	3	夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る
	基本戦略	③	安心安全で快適な地域を創る
	施策	(3)	災害に強く、命を守る強靱な地域づくり
	事業群	⑤	防災・減災対策のための国土強靱化の推進

作成年月日	令和6年11月26日		
事業所管	土木部 保安班	砂防 (内線)	課 3076
課(室)長名	田中 良一		

1. 事業の概要

事業概要	<事業の主な実施内容> 砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備			
	<国の主な採択基準> 次のいずれかの要件に該当し、事業費が1億円以上のもので、かつ、土砂災害(特別)警戒区域に指定されているもの。 1.一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれか該当するもの ①流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの。 ②流域土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの。 ③河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの。 2.今後の豪雨等により多量の土砂が流出するおそれがある溪流で次のいずれかに該当する効果のあるもの ①公共施設(官庁、学校、病院、道路、鉄道、橋梁等のうち相当規模以上のもの。)及び市町地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護。 ②市街地、集落(人家50戸以上)の保護			
	※砂防法第5条で都道府県知事が管理・工事を施行するとされている。 国直轄事業は特に大規模なものなど大臣が県に施行させることが不適当と認められたもの。			
	<負担区分(%)>		<県費の継ぎ足し>	

国	県	地元	条件
50	50	0	

有 無

3. 令和7年度新規要求箇所

No.	事業箇所名	市町村名
1	牧野川(口)	新上五島町
2	寺ノ原川(口)	対馬市
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

2. 新規要求における事業評価の視点

事業評価の視点	<p>本県では、土石流危険溪流が6,196箇所と全国7位の危険溪流が存在し、そのうち事業採択要件に該当する2239箇所の整備率は16.7%と低い状況にある。過去に何度も土石流による被害が発生しており、昭和57年の長崎大水害では土石流で125名(全体299名)、令和3年度は雲仙において3名の人命が奪われていることから、県民の生命・財産を保護するため、対策の推進を図っている。</p> <p>事業着手箇所は、保全対象区域内の「保全人家戸数」「公共施設」「老人ホーム等の要配慮者利用施設」「道路」「鉄道」「河川」等の事業効果を見込む施設数や、「地元の要望・熱意」「用地取得の見込み熟度」「費用対効果」「被災実績」等により選定している。</p> <p>費用対効果における便益には、「保全人家戸数」「事業所数」「公共施設」「要配慮者利用施設」「道路」等の施設数により、人身被害(逸失利益)、間接被害の事後的被害である人身被害(医療費)と精神的被害である人身被害(精神的損害額)、土石流氾濫に伴う資産の破損等の物理的な被害額の軽減効果を算定している。</p>
---------	--

令和7年度新規要求箇所評価調書(通常砂防事業)

(ふりがな) 事業箇所名	市町村名	事業 主体	事業 完了 予定 年度	事業概要 (上段:全体、下段:R7)	事業費(単位:千円) (上段:全体、下段:R7)					新規要望理由 (必要性、目的、効果、優先性、緊急性等)	地域の要望等		総合 評価
					事業費	国費	県費		市町村費等				
							県債	一般財源					
まきのかわ(ろ) 牧野川(口)	新上五島 町	県	R13	砂防えん堤工 1基 溪流保全工 1式	800,000	400,000	360,000	40,000	0	当該箇所は、土砂災害特別警戒区域に指定され、流域内は全体に荒廃が進み土砂の生産源となっており、異常出水による土石流の発生が懸念される。保全区域内には、人家76戸、小学校(避難所)等があり土石流による被害は甚大なものと予想される。このような状況を鑑み、砂防施設の整備により土砂災害を未然に防止するものである。	令和6年5月に地元からの要望書を受領済み。		A
				測量・調査・設計 1式	50,000	25,000	22,500	2,500	0				
				費用便益比	B/C=7.81 > 1.00		負担割合	国:県:地元=50%:50%:00%					
てらのはらかわ(ろ) 寺ノ原川(口)	対馬市	県	R14	砂防えん堤工 1基 溪流保全工 1式	500,000	250,000	225,000	25,000	0	当該箇所は、土砂災害特別警戒区域に指定され、流域内は全体に荒廃が進み土砂の生産源となっており、異常出水による土石流の発生が懸念される。保全区域内には、人家21戸、市道等があり、砂防施設の整備により土砂災害を未然に防止するものである。	令和6年1月に地元からの要望書を受領済み。		A
				測量・調査・設計 1式	50,000	25,000	22,500	2,500	0				
				費用便益比	B/C=3.05 > 1.00		負担割合	国:県:地元=50%:50%:00%					
合計					1,300,000	650,000	585,000	65,000	0				
					100,000	50,000	45,000	5,000	0				

事業評価調書〔新規要求公共事業〕

<様式1>

評価対象事業名	火山砂防事業		
長崎県総合計画上の位置づけ	柱	3	夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る
	基本戦略	③	安心安全で快適な地域を創る
	施策	(3)	災害に強く、命を守る強靱な地域づくり
	事業群	⑤	防災・減災対策のための国土強靱化の推進

作成年月日	令和 6 年 11 月 26 日		
事業所管	土木 部	砂防 課	
	保全 班	(内線)	3076
課(室)長名	田中 良一		

1. 事業の概要

事業概要	<事業の主な実施内容> 砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備																		
	<国の主な採択基準> 火山地域において、次のいずれかの要件に該当し、事業費が1億円以上のもので、かつ、土砂災害(特別)警戒区域に指定されているもの。 1.一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれか該当するもの ①流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの。 ②流域土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの。 ③河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの。 2.今後の豪雨等により多量の土砂が流出するおそれがある溪流で次のいずれかに該当する効果のあるもの ①公共施設(官庁、学校、病院、道路、鉄道、橋梁等のうち相当規模以上)のもの。道路は国道や県道など)及び市町地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護。 ②市街地、集落(人家50戸以上)の保護 ※砂防法第5条で都道府県知事が管理・工事を施行するとされている。 国直轄事業は特に大規模なものなど大臣が県に施行させることが不相当と認めたもの。 <負担区分(%)> <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55</td> <td>45</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <県費の継ぎ足し> <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				国	県	地元	条件	55	45	0								
国	県	地元	条件																
55	45	0																	

3. 令和7年度新規要求箇所

No.	事業箇所名	市町村名
1	棚荷尾川(イ)	長崎市
2	青山川(ロ)	長崎市
3	下六田川	南島原市
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

2. 新規要求における事業評価の視点

事業評価の視点	本県では、土石流危険溪流が6,196箇所と全国7位の危険溪流が存在し、そのうち事業採択要件に該当する2239箇所の整備率は16.7%と低い状況にある。過去に何度も土石流による被害が発生しており、昭和57年の長崎大水害では土石流で125名(全体299名)、令和3年度は雲仙において3名の人命が奪われていることから、県民の生命・財産を保護するため、対策の推進を図っている。 事業着手箇所は、保全対象区域内的「保全人家戸数」「公共施設」「老人ホーム等の要配慮者利用施設」「道路」「鉄道」「河川」等の事業効果を見込む施設数や、「地元の要望・熱意」「用地取得の見込み熟度」「費用対効果」「被災実績」等により選定している。 費用対効果における便益には、「保全人家戸数」「事業所数」「公共施設」「要配慮者利用施設」「道路」等の施設数により、人身被害(逸失利益)、間接被害の事後的被害である人身被害(医療費)と精神的被害である人身被害(精神的損害額)、土石流氾濫に伴う資産の破損等の物理的な被害額の軽減効果を算定している。
---------	---

令和7年度新規要求箇所評価調書(火山砂防事業)

(ふりがな) 事業箇所名	市町村名	事業主体	事業完了 予定年度	事業概要 (上段:全体、下段:R7)	事業費(単位:千円) (上段:全体、下段:R7)					新規要望理由 (必要性、目的、効果、優先性、緊急性等)	地域の要望等		総合評価
					事業費	国費	県費		市町村費等				
							県債	一般財源					
たなにおかわ(い) 棚荷尾川(イ)	長崎市	県	R13	砂防えん堤工 1基 溪流保全工 1式	400,000	220,000	162,000	18,000	0	当該箇所は、土砂災害特別警戒区域に指定され、流域内は全体に荒廃が進み土砂の生産源となっており、異常出水による土石流の発生が懸念される。保全区域内には、人家243戸等があり土石流による被害は甚大なものと予想される。このような状況を鑑み、砂防施設の整備により土砂災害を未然に防止するものである。	令和5年10月に地元からの要望書を受領済み。		A
				測量・調査・設計 1式	40,000	22,000	16,200	1,800	0				
				費用便益比	B/C=36.93 > 1.00		負担割合	国:県:地元=55%:45%:00%					
あおやまかわ(ろ) 青山川(ロ)	長崎市	県	R13	砂防えん堤工 1基 溪流保全工 1式	400,000	220,000	162,000	18,000	0	当該箇所は、土砂災害特別警戒区域に指定され、流域内は全体に荒廃が進み土砂の生産源となっており、異常出水による土石流の発生が懸念される。保全区域内には、人家207戸等があり土石流による被害は甚大なものと予想される。このような状況を鑑み、砂防施設の整備により土砂災害を未然に防止するものである。	令和5年10月に地元からの要望書を受領済み。		A
				測量・調査・設計 1式	40,000	22,000	16,200	1,800	0				
				費用便益比	B/C=31.42 > 1.00		負担割合	国:県:地元=55%:45%:00%					
したろけがわ 下六田川	南島原市	県	R13	砂防えん堤工 1基 溪流保全工 1式	400,000	220,000	162,000	18,000	0	当該箇所は、土砂災害特別警戒区域に指定され、流域内は全体に荒廃が進み土砂の生産源となっており、異常出水による土石流の発生が懸念される。保全区域内には、人家41戸、県道等があり土石流による被害は甚大なものと予想される。このような状況を鑑み、砂防施設の整備により土砂災害を未然に防止するものである。	令和6年2月に地元からの要望書を受領済み。		A
				測量・調査・設計 1式	40,000	22,000	16,200	1,800	0				
				費用便益比	B/C=7.96 > 1.00		負担割合	国:県:地元=55%:45%:00%					
合計					1,200,000	660,000	486,000	54,000	0				
					120,000	66,000	48,600	5,400	0				

事業評価調書〔新規要求公共事業〕

＜様式1＞

評価対象事業名	急傾斜地崩壊対策事業		
長崎県総合計画上の位置づけ	柱	3	夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る
	基本戦略	③	安心安全で快適な地域を創る
	施策	(3)	災害に強く、命を守る強靱な地域づくり
	事業群	⑤	防災・減災対策のための国土強靱化の推進

作成年月日	令和 6 年 11 月 26 日		
事業所管	土木部	砂防課	
	保全班	(内線)	3076
課(室)長名	田中 良一		

1. 事業の概要

事業概要	<p>＜事業の主な実施内容＞ 斜面の安定を図るため、法面工、擁壁工、排水工を実施する。</p>											
	<p>＜国の主な採択基準＞ 次のすべての要件に該当し、事業費が7,000万円以上のもので、かつ、土砂災害(特別)警戒区域に指定されているもの。 1. 急傾斜地の高さが10m以上。(市町地域防災計画に位置づけられた避難路及び要配慮者利用施設が存する場合は「10戸」を「5戸」に読み替える。) 2. 移転適地がないこと。 3. 土砂災害(特別)警戒区域に指定されていること。 4. 次のいずれかの要件に該当するもの ①人家概ね10戸(公共的建物を含む)以上に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの。(市町地域防災計画に位置づけられた避難路を有する急傾斜の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替える。要配慮者利用施設が存する場合は、「10戸」を「5戸」に読み替え、収容人員等3名を人家1戸に換算できる。) ② 市町地域防災計画に位置づけられた避難場所若しくは市町地域防災計画重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの ※急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第12条で当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不適当と認められる場合は都道府県が施行するものとされている。国直轄事業は無い。 その他、市町が施行する事業で国の採択基準を満たさない箇所(5戸以上10戸未満又は高さ5m以上10m未満)に対し、県が国の負担区分に相当する額を補助している。 ＜負担区分(%)＞</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40～47.5</td> <td>40～47.5</td> <td>20～5</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">＜県費の継ぎ足し＞</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>	国	県	地元	条件	40～47.5	40～47.5	20～5				
国	県	地元	条件									
40～47.5	40～47.5	20～5										

2. 新規要求における事業評価の視点

事業評価の視点	<p>本県は、急峻な地形が多く、急傾斜地危険箇所が8,866箇所と全国16位の危険箇所が存在し、そのうち事業採択要件に該当する4,157箇所の整備率は29.5%と低い状況にある。がけ崩れによる被害は頻度が高く、少降雨でもがけ崩れが発生し尊い人命が奪われており、昭和57年の長崎大水害ではがけ崩れで95名(全体299名)の人命が奪われていることから、土砂災害から県民の生命・財産を保護するため、対策の推進を図っている。</p> <p>事業着手箇所は、「地元の要望」「工事協力や用地寄付の同意」を必須条件としており、保全対象区域内の「保全人家戸数」「公共施設」「老人ホーム等の要配慮者利用施設」等の事業効果を見込む施設数や、「被災実績」「費用対効果」等により選定している。</p> <p>費用対効果における便益には、「保全人家戸数」「要配慮者利用施設」「道路」等の施設数により、人身被害(逸失利益)、間接被害の事後的被害である精神的被害である人身被害(精神的損害額)、がけ崩れに伴う資産の破損等の物理的な被害額の軽減効果を算定している。</p>
---------	--

3. 令和7年度新規要求箇所

No.	事業箇所名	市町村名
1	上諏訪(4)地区	大村市
2	大塔(71)地区	佐世保市
3	茂木(11)地区	長崎市
4	北栄(10)地区	長崎市
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

令和7年度新規要求箇所評価調書(急傾斜地崩壊対策事業)

(ふりがな) 事業箇所名	市町村名	事業主体	事業完了 予定年度	事業概要 (上段:全体、下段:R7)	事業費(単位:千円) (上段:全体、下段:R7)					新規要望理由 (必要性、目的、効果、優先性、緊急性等)	地域の要望等		総合評価
					事業費	国費	県費		市町村費等				
							県債	一般財源					
かみすわ 上諏訪(4)地区	大村市	県	R15	法面工 A=5,000㎡	600,000	240,000	216,000	24,000	120,000	当地区は、土砂災害警戒区域等に指定され、急峻な崖地の下に保全対象となる人家14戸、要配慮者利用施設が存在する。今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が極めて高いことから、早急に対策を行う必要がある。	令和6年2月に地元からの要望書を受領済み。		A
				測量・調査・設計 1式	20,000	8,000	7,200	800	4,000				
				費用便益比	B/C=3.34>1.00		負担割合	国:県:地元=40%:40%:20%					
たいとう 大塔(71)地区	佐世保市	県	R13	法面工 A=3,700㎡	400,000	160,000	144,000	16,000	80,000	当地区は、土砂災害警戒区域等に指定され、急峻な崖地の下に保全対象となる人家16戸が存在する。今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が極めて高いことから、早急に対策を行う必要がある。	令和2年2月に地元からの要望書を受領済み。		A
				測量・調査・設計 1式	20,000	8,000	7,200	800	4,000				
				費用便益比	B/C=3.97>1.00		負担割合	国:県:地元=40%:40%:20%					
もぎ 茂木(11)地区	長崎市	県	R16	法面工 A=8,400㎡	980,000	465,500	418,950	46,550	49,000	当地区は、土砂災害警戒区域等に指定され、急峻な崖地の下に保全対象となる人家12戸が存在しており、事業実施により保全される総便益は約10億円である。今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が極めて高いことから、早急に対策を行う必要がある。このような状況を鑑み、急傾斜地崩壊防止施設の整備により土砂災害を未然に防止するものである。	令和6年7月に地元からの要望書を受領済み。		A
				測量・調査・設計 1式	30,000	14,250	12,825	1,425	1,500				
				費用便益比	B/C=1.37>1.00		負担割合	国:県:地元=47.5%:47.5%:5%					
ほくえい 北栄(10)地区	長崎市	県	R12	法面工 A=800㎡	200,000	80,000	72,000	8,000	40,000	当地区は、土砂災害警戒区域等に指定され、急峻な崖地の上下に保全対象となる人家11戸が存在しており、事業実施により保全される総便益は約10億円である。今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が極めて高いことから、早急に対策を行う必要がある。このような状況を鑑み、急傾斜地崩壊防止施設の整備により土砂災害を未然に防止するものである。	令和6年6月に地元からの要望書を受領済み。		A
				測量・調査・設計 1式	30,000	12,000	10,800	1,200	6,000				
				費用便益比	B/C=5.84>1.00		負担割合	国:県:地元=40%:40%:20%					
合計					2,180,000	945,500	850,950	94,550	289,000				
					100,000	42,250	38,025	4,225	15,500				